

武庫川流域委員会 委員長松本誠様  
第43回委員会によせる

武庫川を愛する尼崎市民の会  
担当 丸尾雅美

## 県当局は、なぜ自然環境を軽視し、新規ダムにこだわるのか

ダムによる環境破壊に警告が発せられ、地球環境を大切にすることが、人間の生命維持に重要であることが叫ばれて久しい。武庫川の新規ダム計画については、武庫川のすばらしい自然環境を保全する視点をもって、環境面からの徹底的な調査と検討が行われた上でなければ決めるべきではない。

工事実施基本計画で武庫川ダム建設が計画されてから、弁護士会・生物学会・県民の多くから反対と疑問が突き付けられ、ダム計画はゼロベースに戻った。その反対や疑問について、未だ検討と解決はまったくされていない。川を操作してきた河川計画担当に、環境を評価する仕事は期待できないのか。委員会は県当局の総合的な取り組み態勢を求めつづけたが、現在に至るまで実現していない。

## 専門部会が基本高水4700m<sup>3</sup>/sを選択したことについて

- 1、専門部会は、科学的に妥当な基本高水を求めるべく、従来の国交省の技術基準も検討対象に含め、基本高水の選定について徹底的な議論をおこなう場であるはずだ。したがって、「H16年について国交省の技術基準に基づいているから不適切な修正ではない」との結論には疑念がある。
- 1、「H16年の1/100規模ピーク流量4700m<sup>3</sup>/sが確率流量の範囲内に入っているからよし」とすることを、分かりやすく理解できるよう説明してもらいたい。
- 1、「基本高水の高い方が流域住民の納得を得られる」ことを確認する専門家は、住民自身であって、基本高水部会ではない。
- 1、高い側の基本高水を採用することで基本方針に新規ダム選択の可能性がのこる。しかも、この選択が県当局に委ねられるおそれがある。「将来、住民意思を反映させる仕組みを保障する」としているが、委員会が保障できることなのか。
- 1、第3項の「流域住民の納得」には、どのように住民意思が反映されているのか。確認手続きを全く行わずに流域住民の意思が都合のよいように推定されている。現在においてさえ「住民意思」がこのように扱われているのに、将来の約束は絵空事でしかない。

## 安全を約束しない「新規ダムの選択」を基本方針に入れないで

「新規ダムに頼らない総合治水」については、整備計画を実現していく段階で、より新しく進んだ知恵が期待されると考える方が理性的である。基本方針に性急に新規ダムを選択肢として残すことは、将来に大きな禍根を残す。自然を相手にした人間の営みはいま重大な転換期にあるとの認識が必要だ。

「目前の安全は、未来の危険である」。

2006年6月2日

武庫川流域委員会

委員長 松本 誠 様

武庫川の自然を考える会

中前 富久子

委員長をはじめ委員の方々には、今日まで大変なご努力をされている事は十分に承知しておりますが、流域委員会がこの6月いっぱいには知事に対して答申をされるにあたって、今日まで傍聴をして参りました一人として意見を述べさせていただきます。

- 行政（県）は、基本高水流量について、流域住民の安全・安心の確保に責任を有する河川管理者としては、最低でも4500 m<sup>3</sup>/S以上という数字は譲れないとしてきた。結果4700 m<sup>3</sup>/Sを委員会は選択した。治水計画の基本である基本高水流量が大きければダムが必要になる。
- 委員会では、「整備計画の中では、新規ダムを位置づけない」との意見でまとまりつつあるが、基本高水流量を引き下げないかぎりダムを中止させる事は出来ない。ましてや、基本方針の中では「新規ダムも選択肢の対象の一つとした洪水調節施設で対応する」という考え方であるが、新規ダムという表現を入れることは絶対に認められない。なぜならば、委員会としてダム推進の御墨付を行政（県）に与えることになるからである。この河川整備基本方針に基づいて策定される整備計画にも（ダムあり）となる恐れが懸念されるからである。
- 委員会として、ダムが武庫川（武田尾）渓谷、あらゆる自然環境等に与える影響、即ち環境影響評価について今日までまともな議論をすることなく新規ダムを選択肢の対象の一つとする事は、委員会の責任と義務を放棄したとの批判を受けることになるのではないのでしょうか。これでは、武庫川流域委員会設置の意味が全くなかった事になります。

(2006. 6. 3)

武庫川流域委員会  
委員長 松本 誠 様

2006年6月4日

武庫川の治水を考える連絡協議会  
逆瀬川の自然を守る会  
大日向 美那子

委員会の皆様には答申作成に向けて、日々大変なご努力をされていることに対し深く感謝申し上げます。

さて、私は日頃から委員会を傍聴させていただいて参りましたが、最終段階の現在、私の抱えている疑問点及び意見を述べさせていただきます。

1. 治水対策について、国の予算はどうなっているのか。治水対策への国からの補助金はダム建設にのみに下りるのか。ダム建設費300億円のうち150億円が国からの補助と聞いている。それも治水ダムのみの部門では予算に余裕が残されておらず、治水とレクリエーションのセットで行うダム建設のみに補助金が下りるとのこと。

改正河川法によれば、治水に加えて、環境面の保全が謳われている。国の治水対策の費用がダムがらみの治水にのみ出費されること自体おかしい。流域委員会ではぜひこの点を指摘し、治水に対する国の姿勢をまず正すべきではないのか。県当局も何故この点を国に対し指摘しないのか。新規ダムにこだわる県当局に対し、繰り返し委員会より環境面での対策を問われているのに、具体案は何も示されていない。旧態依然としたダムがらみの治水対策から一步も出られないのは、県当局が将来の自然環境への配慮を欠き「ダムなしへの世界の潮流」を理解しようとしめない怠慢さ以外のなにものでもない。

1. 基本高水4700m<sup>3</sup>/sがH16年型4651m<sup>3</sup>/sを基本に設定されて、流量の分担が ①流域対策 ②河道 ③洪水調節施設に分けられているが、流域対策で数値化されないもの（森林、各戸貯留、雨水型施設、駐車場、棟間貯留、大規模開発への対策）が無視されているのは納得できない。現在数値化されていない部分こそ総合治水で努力して行くべきことであり、安易にダムに頼るべきではない。もともとこの流域委員会が設けられたのもゼロベースから総合治水をめざした対策を求められたのではなかったのか。

1. どんなに衣を着せたところで、基本方針に新規ダムを選択肢の一つに加えれば、必ずや整備計画にもそれが反映され、「整備計画では新規ダムを位置づけない」ということは保障されない。法的にこの文面を拘束するものは何もない。県当局が基本方針を全面に打ち出し、必ずや新規ダム計画を推進することは火を見るより明らかだ。基本方針にダムを選択肢の一つとすることには絶対反対する。この委員会の3年間の努力は何だったのか。このままでは、基本的に40年前のダム計画と何ら変わりはない。

1. 傍聴者としてひとこと申し上げたい。

今回の流域委員会では傍聴者に対し質問の時間が設けられ、資料も配布された。このようなことは今までの委員会ではなかった。画期的な試みだったことは認めたい。しかし内容は満足なものではなかった。

まず意見発表の時間は委員会の最後に回され、それも大急ぎの10分程度。しかも内容に関して一切委員とのやり取りはなく、ただ聞き置くのみ。次の委員会にどう反映されたかも定かでなく無視され続けた。2~3点の（・飲み物、・テーブル、「拍手するな」の項目の削除）改良は見られたが、資料は委員のみ色刷りで、傍聴者は白黒の資料のみ。込み入ったグラフや地図の資料は色刷りでなければ判断に苦しむ。傍聴者も何時間も最後の一瞬のために座らされ、難行苦行を強いられた。すべて、自前で出席することに対して文句を言うつもりはないが、参画協働とはいったい何なのだと思った次第。

## 武庫川流域委員会への意見書

2006年6月4日 つづき研二

(1) 県は、一貫して、武庫川下流の流下能力がないから、ダムがいると主張してきました。その点で、現況河道の流下能力をどのように判断するのかは、整備計画策定には決定的重要な問題と考えます。

(2) 知事の「全部局上げて全面的に協力する」は、なんだったのか。

委員長が、「平成16年23号台風以降、23号台風に関連した議論をしてきたのに、県からは、その時の洪水痕跡、粗度係数の逆算検討などの資料が都築さんの指摘があるまで県からは提示がなかった」と昨日のリバーミーティングでも県に対する怒りの言葉を述べられましたが、本当にひどい県の対応と思います。知事が、「全部局上げて全面的に協力する。何なり言ってください」と流域委員会に出てきて約束したこととまったく違う実際の対応です。

時間がないと委員長は言われますが、流域委員会が、その責任を負うべきでなく、知事がその責任を負うべきと思います。現況河道の流下能力がどの程度かという治水計画作り上、重要な課題にかかわる判断資料を県が積極的に提供しなかったのは知事の責任です。下流に流下能力がないとしてダムを主張し、その県の主張に都合が悪い資料は出さない、土壇場まで出さないのでは、知事の姿勢が問われる問題と考えます。しかも、今なお、逆算粗度係数算定に関わる検討書は、すべてにわたって県から提供されている状況ではありません。県は、求めなければ出さないのではなく、積極的に出すべきです。

(3) しかし、「時間がない」として片付けられない問題でもあります。粗度係数の選択で流下能力に仮に $600 \sim 700 \text{ m}^3/\text{s}$ の差が出るとすれば、整備計画の考え方にも大きな影響を与えます

粗度係数を0.035を選ぶのか、実際の23号台風から県が逆算した0.023(河道区分3)や0.025(河道区分4)を選ぶのか、流下能力算定に大きな差が生まれることは明らかです。3割程度の流量の差は出るのではないのでしょうか。今、整備計画の議論では、目標流量のそのものの差が $100 \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $200 \text{ m}^3/\text{s}$ レベルです。粗度係数の選択で仮に $600 \sim 700 \text{ m}^3/\text{s}$ の差が出るとすれば、整備計画の考え方にも大きな影響を与えますし、治水対策に、ダムでなく、河道整備に大きな可能性を私たちに示すこととなります。また、整備計画として力を入れるべきところがどこかはっきりしてくるのではないのでしょうか。

(4) 淀川流域委員会の委員長が、「整備計画では、流域の総合治水に徹底して取り組むとともに、河道整備に県が全力を挙げることが治水対策の鍵」という趣旨の発言をされましたが、粗度係数の再検討をすれば、実際にその道が武庫川でも切り開かれることと成るのではないのでしょうか。粗度係数をはじめとした河道の流下能力の再検討をぜひ委員会で行っていただきたい。また、そうしなければ、県が、下流に流下能力がないと執拗に言っていることを流域委員会が認めたこととなり、ダムの口実を流域委員会が残す、ダムの火種を流域委員会が残すことになりかねません。ダムに固執し、総合治水の取り組みを計画上もほとんど評価をしない今の県の姿勢からもこのことは小さく見ることはできない問題です。今後にも極めて重大な影響を与える問題点と考えます。

(5) 県の報告書では、

(痕跡水位の左右岸平均一計算水位)の値は、ゼロを中心に±50cm以内程度に収まっており、痕跡水位の再現結果はおおむね妥当であると考えられる。  
と結論付けています。

セグメント	河道区分		逆算粗度係数
2-2	1	No. -8~No. 15	0.022
2-1	2	No. 15~No. 25	0.021
2-1	3	No. 25~No. 89	0.023
1	4	No. 89~No. 147	0.025
1	5	No. 147~No. 174	0.035
1	6	No. 174~No. 186	0.037

一方、報告書 2-39~41p および 6-25p(この間の資料の提出を受けていない)では、武庫川の河床材料調査結果から物理的な粗度係数推定を、以下のようにおこなっています。

セグメント	河道区分		推定粗度係数(物理的粗度係数)	
			台風 23 号後	23 号前既往検討
2-2	1	No. -8~No. 15	0.022	0.022
2-1	2	No. 15~No. 25	0.027	0.031
2-1	3	No. 25~No. 89	0.032	0.034
1	4	No. 89~No. 147	0.032	0.034
1	5	No. 147~No. 174	0.036	0.037
1	6	No. 174~No. 186	0.037	0.037

結局、河道区分3（潮止め堰から仁川合流点）、4（仁川合流点から新宝来橋上流）の粗度係数を逆算粗度係数とするのか、推定粗度係数にするのかによって、流量が大きく変わるわけです。河口近くは、当時の潮が低かったから、それに引っ張られて、流量が増えたという意見もありますが、河道区分4の区域は、途中にいくつもの床止め工があり、潮の影響など考えられず、推定粗度係数を選択することに合理性があるとは考えられません。個別にきちんと検討をすべき問題です。

#### （6）「粗度係数について、洪水で検証する必要ない」との県の意見について

「砂防技術基準（案）調査編 第6章水位計算と粗度係数 第6節平均流速公式を用いた流れの計算に用いる粗度係数の設定（p. 130～147）」では、その6.1において「粗度係数の設定とそれにもとづく洪水流の計算を適切なものとするために、洪水流観測、痕跡水位測定とその結果に基づく粗度係数などの検討を行う。」とし、その説明で、「洪水流観測、洪水後の痕跡水位調査とその結果に基づく粗度係数などの検討が十分行われていることは、粗度係数設定にとって不可欠である。」としています。平成16年洪水の痕跡水位は粗度を検証する絶好のデータとなりうるものです。

一方、粗度係数の設定法には、「同6.2粗度係数設定の基本」で、「大きく分けて以下の2つの考え方」とし、「1. 粗度状況からの物理的な粗度係数推定に基づき設定する。 2. 既往洪水データからの逆算粗度係数にもとづき設定する。」の2つを挙げています。後者の既往洪水データからの逆算は、「実績という意味で重みがある。」とされています。

そこで、同6.2解説では、「一般的には両者の弱点を補完するように、2つの手法を併用することが現実的な選択である。すなわち、河道の粗度状況から物理的に粗度係数を設定するようにし、しかし一方で、その設定により既往代表洪水の逆算粗度係数あるいは洪水位を逆算できるかを確認し、必要に応じて逆算粗度係数値を踏まえ粗度係数を修正する。」としています。

以上のように、実績洪水の痕跡水位はきわめて重要であり、粗度係数決定の決め手にもなっていることから、県のいう「洪水で検証する必要はない。」というのはまったく根拠がありません。しかも、 $2900\text{ m}^3/\text{s}$ という整備計画流量に近い流量が流れたことから、参考にすべき実績流量です。

（6）高水敷樹木群や、高水敷の粗度係数をどう考えているのか、は、流下能力算定に重要。少なくとも整備計画における流下能力算定では、高水敷樹木群や高水敷の粗度をあげる要因は省いて検討すべき

阪神高速道路橋梁から潮止め堰、阪神電車橋梁上流から旧国道などにおいて、「高水敷の樹木群を考慮する区域」を設定しています。これらの区域は県が流下能力不足としている付近ですが、流下能力が、「高水敷の樹木群」によって減少するのであれば、部分的に高水敷から撤去すればすみます。これは、よく説明すれば住民の理解も得られることです。

洪水敷の植生や樹木群による死水域の設定や高水敷の粗度係数の設定、橋脚による堰上げの計算法が計算結果を大きく左右すると考えられます。物理的な粗度係数設定と逆算による粗度係数とを十分比較検討して粗度係数を設定すべきです。

そして、当然、河川整備計画では、流下能力に不足する個所では、流下能力が上がるように高水敷の改善を掲げるべきですし、整備計画ではそのことを念頭においた粗度係数の選定をすべきです。

このような形で、主な区間ごとの最適な粗度係数を設定した上で、どうしても計画高水位を上回る部分は、河床掘削、低水路拡幅、引き堤、樹木群の伐採、固定堰の撤去等の手段を講じるなど河道対策の可能性はまだまだあると考えます。

また、阪神電車付近や、旧国道付近が流下能力確保上対策が必要な個所であれば、阪神電車橋梁の架け替えを整備計画に計上すべきです。ダムを作るより、工事費も工期も比較にならないくらい安くはやくできます。整備計画で最初から検討の対象としないのは、全く道理がありません。阪急橋梁の架け替えは、ほとんど国と県の負担で震災後あっという間に完了したのですから。阪急の負担は1億円程度ということです。